

## 規制シート(様式)

140196701220001

平成28年12月22日

規制の名称	通関業の営業区域制限	所管府省	財務省
根拠法令等	通関業法(昭和42年法律第122号)第3条第1項	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	関税局業務課課長 金森 敬
規制目的	通関業を営む者の業務の適正な運営を図ることにより、関税の申告納付その他貨物の通関に関する手続の適正かつ迅速な実施を確保すること。		
規制内容の概要	通関業を営もうとする者は、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。2以上の税関の管轄内において通関業を行おうとする場合には、それぞれの税関において許可を受ける必要がある。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>通関業者の営業区域制限の趣旨は、「通関業の許可は、申請者が通関業務を営もうとする地域における通関業務の需給状況等地域の事情を考慮して税関長が行うものであることにかんがみ、通関業者が通関業務を行うことのできる地域を、原則として通関業の許可を受けた税関の管轄区域内に制限すること」とされています。</p> <p>通関業の許可に際しては、「その営まれる地域における通関業務の量及び通関業者の数に照らして、必要かつ適正なものであること」(通関業法第5条第3条。いわゆる「需給調整条項」。)に適合するかどうかを審査しなければならないこととされており、通関業者の営業区域制限は、需給調整条項と密接に関連しているものと考えられます。</p> <p>一方で、上記の需給調整条項については通関業への参入の実質的な障害とならないように留意してきており、また、通関業の許可の申請に対し、過去に需給調整条項により不許可とした事例はないことから、平成28年法律第16号により当該条項を廃止するとともに、密接に関連している営業区域制限を維持する積極的な理由に乏しいものと考え、同法律により当該制限を廃止し、一の通関業の許可により全国で通関業務を行うことが可能となる改正を行ったところです。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	平成28年法律第16号における該当規定の施行は「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」としており、施行までの間に既存の通関業者等への周知、施行後の手続面での調整について検討中。		
見直し条項	平成28年法律第16号附則第14条		
次の見直し時期	施行後5年を経過した場合		